

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月10日（水）、第7回の委員会が開かれました。

1 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

・根本厚生労働大臣、平口法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者）安藤高夫君（自民）、吉田統彦君（立憲）、尾辻かな子君（立憲）、池田真紀君（立憲）、阿部知子君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、白石洋一君（国民）、稲富修二君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、丸山穂高君（維新）、中島克仁君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

安藤高夫君（自民）

- (1) 電子カルテシステムの初期導入費用を補助する際の要件の詳細及び更新費用の取扱い
- (2) 医療分野と介護分野の情報の連携と標準化に対する厚生労働省の取組方針
- (3) 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）、介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の連結解析関係
 - ア 匿名化と安全性の確保の具体的な進め方
 - イ 小児など特定健診に該当しない世代及び障害者の情報の今後の取扱い
 - ウ 過去に収集したデータの活用方策
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施関係
 - ア 高齢者の保健事業と介護予防の推進におけるフレイル対策の重要性
 - イ 介護予防事業等においてリハビリテーションの専門職を関与させる必要性
 - ウ 介護予防事業等におけるPDCAサイクルに沿った評価分析の仕組み作り及び栄養ケア・ステーションへの支援の必要性
- (5) 国民健康保険と健康保険の審査基準を同一にする必要性

吉田統彦君（立憲）

- (1) 10連休において診療を行う医療機関の診療日の変更届関係
 - ア 医療法に基づく届出の要否及び届出を医師会が取りまとめて提出することの妥当性
 - イ 都道府県からの届出の必要性に関する照会の有無
 - ウ 診療日の変更について今後柔軟な運用を行っていく必要性
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施関係
 - ア 今回の改正は介護予防事業に重点を移すという施策の転換であることの認否
 - イ 改正後の事業の具体例
 - ウ 現行の介護サービス関係予算が今後減額される可能性の有無
- (3) NDB、介護DB等の連結解析関係
 - ア 解析結果を現場の医療・介護サービスの質の向上につなげていく必要性
 - イ 解析結果がケアマネジャーの質の向上につながる可能性
- (4) 医療情報化支援基金関係
 - ア 基金として計上された300億円の算定根拠及び支援対象の具体例
 - イ 実施対象として想定されている医療機関の数

尾辻かな子君（立憲）

- (1) 介護納付金算定に係る事務誤り事案
 - ア 社会保険診療報酬支払基金から厚生労働省に一報が行われてから約2か月間放置された理由及び厚生労働大臣の見解
 - イ 厚生労働大臣が本事案を知った時期
 - ウ 本事案への今後の対応策
 - エ 健康保険組合等が準備金を介護納付金の不足分に充てることで法定額を下回ってしまうことの妥当性
- (2) 健康保険の被扶養者等の要件見直し関係
 - ア 国内居住要件の施行時期
 - イ 国内居住要件を設けることにより被扶養者から除外される者の人数
 - ウ 家族の帯同が認められていない技能実習生等の家族は被扶養者とできないことの確認
 - エ 国内居住要件の設定が内外無差別の原則に反する可能性
 - オ この時期に国内居住要件を設ける理由
- (3) 事業主が社会保険料を滞納した場合でも特定技能の在留資格が取り消される可能性

池田真紀君（立憲）

- (1) 介護納付金算定に係る事務誤り事案関係
 - ア 本事案に関する報告を受けながら厚生労働大臣自ら公表しようとしなかった理由
 - イ 会見を開く必要はないとの厚生労働大臣の判断の是非
 - ウ 問題の発覚から公表までが遅いとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - エ 本事案を介護保険利用者等に広く周知する必要性の有無
 - オ 健康保険組合等に対する納付猶予などにより関係者の事務負担が増える懸念
 - カ 日常業務で確認体制が機能していないことへの反省点
- (2) 健康保険の被扶養者等の要件見直し関係
 - ア 日本人が保険料を滞納した場合の対応
 - イ 外国人の被扶養認定において所得の多寡で差別しないことの確認

阿部知子君（立憲）

- (1) 厚生労働省職員がシンポジウムで述べた「人生の最終盤で医療費の大半が使われている」旨の発言の適正性
- (2) 国民医療費関係
 - ア 2018年度の国民医療費の総額
 - イ 過去に公表された国民医療費の将来見通しの説明の妥当性
- (3) 外国人労働者の受入れ拡大に伴い子育て支援窓口の多言語対応と外国語版母子手帳の作成を進める必要性

西村智奈美君（立憲）

- (1) 健康保険の被扶養者等の国内居住要件の例外措置である「日本国内に住所を有しないが日本国内に生活の基礎があると認められる者」の具体的内容
- (2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策関係
 - ア 国籍を差別することなく社会保険料滞納時の未回収債権を回収することの確認
 - イ 在留資格変更許可申請等が不許可となる社会保険料の具体的な滞納額についての法務省の見解

白石洋一君（国民）

- (1) 医療資源が不足している地域関係
 - ア 当該地域に対する厚生労働省の認識及び対策
 - イ 当該地域における地域医療構想の考え方及び将来予測の在り方
 - ウ 当該地域における医療需要を満たすための具体的な方策
 - エ 平成 31 年度における地域医療介護総合確保基金の医療分の総額
 - オ 地域間の医療格差に対する総務省の対応策
 - カ 愛媛県における公立病院に対する財政支援の状況
 - キ 医師不足に対する厚生労働省並びに総務省の取組及び予算規模
 - ク 当該地域に対する今回の改正による改善効果の有無
 - ケ 医療資源不足や地域間格差の解消に向けた厚生労働大臣の決意
- (2) インフルエンザワクチン接種関係
 - ア 当該接種を健康保険の対象とする必要性
 - イ 自己負担割合を増やしたり又は上限額を設けたりする方策を検討すべきとの意見に対する厚生労働大臣の所見

稲富修二君（国民）

- (1) 介護納付金算定に係る事務誤り事案関係
 - ア 社会保険診療報酬支払基金が算出ミスをした理由
 - イ 厚生労働省が健康保険組合に対し本事案について報告した時期
 - ウ 3月6日に社会保険診療報酬支払基金から厚生労働省に本事案の報告があったにもかかわらず厚生労働省から健康保険組合への連絡が同月11日に遅れた理由
 - エ 本事案を公表すべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - オ 本法律案を審議している国会に報告しなかったのは問題との指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - カ 本事案の報告を受けた3月19日の時点で厚生労働大臣は国民及び国会に対して公表すべきだったとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - キ 最終責任者である厚生労働省が本事案について責任をとる必要性
- (2) 国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いの解消関係
 - ア 二重払いの現状及びその対応策
 - イ 国民健康保険税の場合の二重払いの発生の有無
- (3) 厚生年金の加入漏れ問題関係
 - ア 厚生労働省における社会保険の未適用事業所の実態把握の有無
 - イ 社会保険の未適用事業所に対する適用促進対策の実績
 - ウ 国民年金と厚生年金保険との間における保険料の二重払いの発生の有無
- (4) 高齢者単身世帯の実態関係
 - ア 収入の現状
 - イ 支出の現状
 - ウ 今後増加が見込まれる高齢者単身世帯への経済的支援の在り方

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 健康保険の被扶養者等の要件見直し関係
 - ア 同じ保険料を払いながら在留資格の違いによって家族の被扶養認定に違いが出ることの妥当性
 - イ 外国人被保険者の家族の被扶養認定の考え方を整理する必要性

- ウ 国内居住要件を設ける理由
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施関係
 - ア 個人単位での医療・介護データ集約の方法並びにその活用の主体及び方法
 - イ 介護データも医療費適正化のツールとなることの懸念
 - ウ 特別調整交付金の交付の評価基準の内容とその妥当性
- (3) 医療・介護データを個人単位で紐付ける仕組みが構築されていく懸念

丸山穂高君（維新）

- (1) 健康保険の被扶養者等の要件見直し関係
 - ア 在外被扶養者の人数及び給付状況
 - イ 実態が不明であるにもかかわらず要件を見直す理由
 - ウ 想定される国内居住の例外要件の具体例及び対象外となる日本人の数
- (2) なりすまし受診対策関係
 - ア なりすまし受診の発生状況及び被害額
 - イ なりすまし受診の抑止効果が高いマイナンバーカードと被保険者証の併用を可能としたことの妥当性
 - ウ 医療機関が本人確認書類の提示を求めることによるなりすまし受診の抑止効果
 - エ なりすまし受診の実態を医療機関からヒアリングする必要性
- (3) 介護納付金算定に係る事務誤り事案関係
 - ア 事務次官に報告されていなかったことの実事確認
 - イ 関係職員の処分の必要性

中島克仁君（社保）

- (1) 今回の改正が医療・介護情報の連携基盤の確立を目指すことの確認
- (2) 医療・介護情報の連携基盤の構築が医療提供体制の質の向上につながることの確認
- (3) 電子カルテの標準化等の実現時期を示す必要性

2 厚生労働関係の基本施策に関する件

・根本厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）田村憲久君（自民）、榎屋敬悟君（公明）、西村智奈美君（立憲）、岡本充功君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、丸山穂高君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

田村憲久君（自民）

- (1) 旧優生保護法に基づく優生手術の実施件数及び優生手術に関する個人記録の都道府県等における保管状況についての厚生労働省の調査結果の内容
- (2) 旧優生保護法一時金支給法案が成立した場合の法の執行に当たっての厚生労働大臣の決意

榎屋敬悟君（公明）

- (1) 「旧優生保護法一時金認定審査会の判断等に係る基本的考え方」を受けての厚生労働省の対応方針
- (2) 旧優生保護法一時金支給法案を執行する際の一時金の請求から支給までに要する期間の見込み

- (3) 旧優生保護法一時金支給法案の成立を想定しての都道府県との施行準備についての厚生労働省の対応状況

西村智奈美君（立憲）

- (1) 厚生労働省が保有していない旧優生保護法に関する通知等を保有する自治体から取り寄せる必要性
(2) 障害者に対する差別意識を助長しないよう法案の趣旨及び内容を広く国民に周知する必要性及び周知の在り方を検討していく必要性
(3) 各団体の調査や旧優生保護法一時金認定審査会において判明した個別事案の記録が貴重な資料であることを踏まえ厚生労働省が国会の調査に協力する必要性

岡本充功君（国民）

- (1) 優生手術が行われていた期間に帝王切開術、子宮全摘出術、附属器摘出術を受け現在も生存する人数
(2) 疾病の治療等のための手術と優生手術を区別する方法
(3) 疾病の治療等のための手術と優生手術の区別は困難との指摘に対する厚生労働大臣の見解
(4) 生殖を不能にする手術を受けた可能性のある人数
(5) 旧優生保護法一時金認定審査会の判断基準について政府全体で検討する必要性
(6) 旧優生保護法一時金の支払費用に関する予算措置の方法
(7) 認定に必要な古い診療記録の発行費用の負担者及び医療機関の負担に配慮する必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」の設立趣意書に対する厚生労働大臣の賛否
(2) 青森県の調査により発覚した優生手術に関する資料についての厚生労働省の把握状況及び旧優生保護法一時金支給法案の制定後の地方公共団体との協力方針
(3) 厚生労働省にある当時の優生保護審査会等からの疑義照会の記録を公表する必要性
(4) 旧優生保護法の制定に至った背景を明らかにする必要性

丸山穂高君（維新）

- (1) 旧優生保護法に対する政府の見解
(2) 旧優生保護法の違憲性についての政府の見解
(3) 国家賠償請求訴訟の原告と和解する決断の有無
(4) 一時金の支給について定められている他の国内法の事例
(5) 一時金の支給についての海外の事例
(6) 国家賠償請求訴訟で判決が出た場合の一時金の取扱い
(7) 一時金の不正受給の防止策及び対処方法
(8) 旧優生保護法一時金支給法案の施行後の都道府県との連携方針
(9) これまでの調査及び周知に関する取組状況と旧優生保護法一時金支給法案の施行後の取組方針

3 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案起草の件

- ・富岡委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・衆議院規則第48条の2の規定により内閣の意見を聴取したところ、根本厚生労働大臣から「異議はな

い」旨の発言がありました。

- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保、柿沢未途君（無））